前橋市ドローン等対応方針

平成２８年3月2日
（令和5年4月１日改正）

背景・目的　～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

- ドローン、ラジコン機等の無人航空機（以下「ドローン等」という。）は、近年急速に普及が進んでおり、公共工事、農業、防災及び教育など、その特性を活かして行政分野でも利用されている。
- 一方で、ドローン等の墜落事故や航空機との接近、空港内への侵入などの事態も発生しており、上空を飛行するドローン等の特性から、事故が発生した場合には重大な被害を生じさせる可能性がある。本市においても、平成２７年の赤城山ヒルクライム大会においてドローンが墜落・炎上する事故が発生している。
- 国では、ドローン等の飛行を規制する空域や安全に飛行するための方法などの基本的なルールを定め、安全確保のための環境整備を進めている。令和４年１２月には機体認証制度及び操縦者技能証明制度等が創設され、それまで法律で禁止されてきた有人地帯における目視外飛行（レベル４飛行）が可能となり、今後は様々な分野において革新的な利活用が期待される。
- 本市においても、市関連業務においてドローン等を安全かつ有効に活用し、また、市有施設での市民等のドローン等の使用についての基本的な考え方を示すため、この方針を定めるものである。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

１　市関連業務での市の利用方針

⑴ ドローン等を使用することで効果的に業務を遂行できる場合に限って、航空法等の関係法令を遵守した上で、安全を確保し、効率面にも留意しつつ運用するものとする。

⑵ 第三者の上空、空港周辺、地表又は水面から 150m 以上の空域、不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等の上空、危険物の輸送及び物件の落下並びに最大離陸重量２５ｋｇ以上のドローン等の飛行は、リスクが高く市民に危険を及ぼす可能性があるため航空法等の関係法令の遵守に加え、十分な安全対策を講じた上で使用を可能とする。

⑶ ドローン等の飛行等を委託する場合は、受託者に対して航空法等の関係法令の遵守や安全の確保、運用面でのルール策定・遵守を求め、それぞれを徹底させる。

⑷ ドローン等の使用に当たっては、別に定める前橋市ドローン等運用ガイドラインに沿って進めるものとする。

⑸ ⑷にかかわらず、事故や災害時の捜索、救助等での使用においては、原則として関係機関からの要請等に基づき運用するものとし、「航空法第１３２条の９２の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成２７年１１月１７日国空航第６８７号、国空機第９２６号、令和４年１１月２８日最終改正）」に基づき運用するものとする。

２　市有施設での市民等の使用許可の方針

⑴ ドローン等の使用目的が施設の設置目的と整合が図れ、施設及びその他の利用者の安全が確保できる場合に、使用を許可することができるものとする。

⑵ ドローン等の使用の許可に当たっては、別に定める前橋市市有施設におけるドローン等の使用許可の方針に沿って進めるものとする。